（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２８年１０月１日作成）

No.72

法　令　名	かきの処理等に関する衛生条例
根拠条項	第５条
許認可等の種類	かき処理業の許可
法令の定め	第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）　かき　食品として販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供する海産の生かきをいう。 （2）、（3）　略 （4）　処理　かきをむき身にし、かつ、包装することをいう。 （5）　処理場　かきの処理を行う施設をいう。 （6）　かき処理業　処理場を設け、又は処理場を使用して業としてかきの処理を行うことをいう。 （7）　処理業者　かき処理業を営む者をいう。 第５条　かき処理業を営もうとする者は、処理場ごとに、知事の許可を受けなければならない。 ２　前項の場合において、知事は、当該処理場が別表に掲げる施設基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。ただし、かき処理業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。 （1）　この条例又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者 （2）　第１２条第１項から第４項までの規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して２年を経過しない者 （3）　法人であって、その業務を行う役員のうちに前２号のいずれかに該当する者があるもの ３、４　略 施行規則 第４条　条例第５条第１項の規定による許可を受けようとする者は、別記第１号様式のかき処理業許可申請書を知事に提出しなければならない。 ２　営業許可の有効期間満了後引き続き当該営業の許可を受けようとする者は、営業許可の有効期間満了までに、別記第１号様式のかき処理業許可申請書を知事に提出しなければならない。

	第５条　条例第６条第１項の規定で定める処理基準は、別表のとおりとする。 第８条　条例及びこの規則によって知事に提出する書類は、処理場等の所在地が地域保健法（昭和２２年法律第１０１号）第５条第１項に規定する政令で定める市の区域内にある場合を除き、最寄りの保健所長を経由しなければならない。 ※　政令で定める市の区域内については、各政令市長に提出する。 （北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第７項及び北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則第２条第３項）
審 査 基 準	法令に定める他、次の通知による。 ・かきの処理等に関する衛生条例の一部改正について 平成１２年　３月２７日　食品第２６００号　保健福祉部長通知 ・かきの処理等に関する衛生条例施行規則のの一部改正について 平成１２年　３月２７日　食品第２６０６号　保健福祉部長通知
標準処理期間	総　期　間　　１５日（注：休日は含まない。） 経由機関　　日（　　） 協議機関　　日（　　） 処分機関　　１５日（　　）
処 分 担 当 課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課 札幌市保健所、旭川市保健所、小樽市保健所、市立函館保健所
申 請 先 等	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課 札幌市保健所、旭川市保健所、小樽市保健所、市立函館保健所
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ　（電話番号：011-204-5261）
備　　考	登録の更新の申請にあっては、登録の有効期間満了までに申請してください。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm